

「伐採作業」仕様書

1 業務名

伐採作業

2 業務の目的

適切な道路空間を確保するため、伐採を行うものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 1 月 30 日まで

4 履行場所

京都市右京区鳴滝宇多野谷 地内

詳細については、**別紙 1 「位置図」** **別紙 2 「現況写真」** を参照

5 業務内容

伐採作業 一式

詳細については、「**特記事項**」を参照

6 支払条件

業務完了後、履行場所において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

特記事項

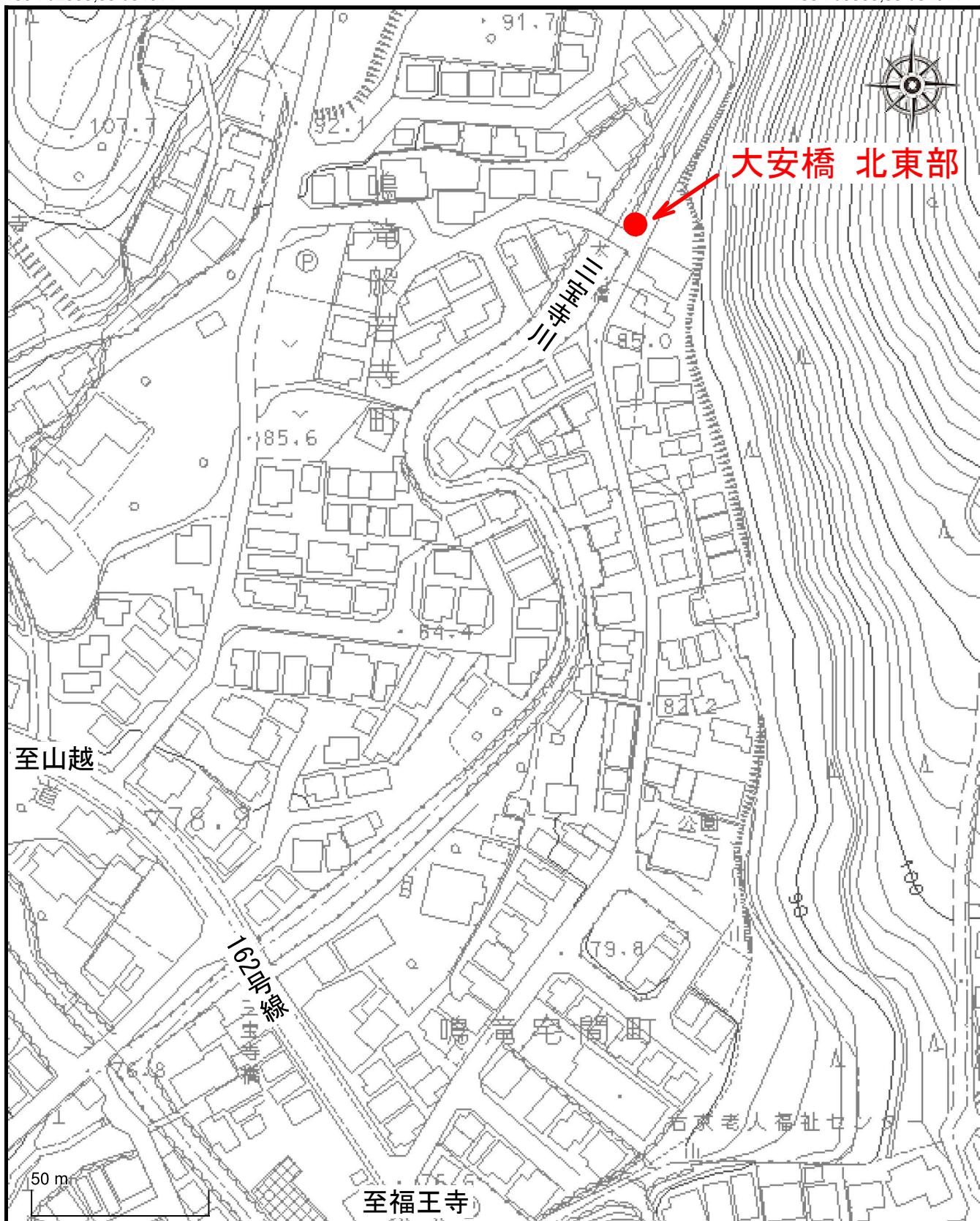
- 1 作業実施に際し、各官公庁との必要な手続きを行うこと。
(道路使用許可等)
- 2 作業着手の2週間前までに、市担当職員へ実施予定日の調整を行うこと。
- 3 作業着手の1週間前までに隣接する地域住民へ周知のビラの作成配布を行うこと。
なお、周知ビラ配布前に市担当職員へ内容の確認を受けること。
- 4 近隣住民や通行人との間で問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- 5 本作業にて発生した発生材等は西部土木みどり事務所のストックヤードに搬入すること。
なお、事前に搬入日時及び搬入量について市担当職員と調整をすること。
搬入時には、次の内容を順守すること。
 - ①径30cm以下の幹、枝等は長さ2m以下に小割し搬入すること。
 - ②径30cmを超え50cm以下の幹、枝等は長さ80cm以下に小割し搬入すること。
 - ③径50cmを超えるものについては、長さ30cm程度に小割し搬入すること。
なお、径が著しく大きいものあるいは、根等については、ストックヤードにて小割を指示することがある。
- 6 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 7 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- 8 本作業完了後、完成書類等を速やかに作成しメール等にて本市担当者に提出すること。

【位置図】京都市右京区鳴滝宇多野谷

別紙1

135.702335,35.034911

135.705363,35.034911



135.702335,35.031812

1 / 1500

135.705363,35.031812

注釈1

2025年12月09日 15時48分

